

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年 9月30日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 木村 宏 電話 03-3582-3111								
主たる業種	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く) <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>細分類番号</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </table>					細分類番号	1	0	5	1
細分類番号	1	0	5	1						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号									
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで									
基本方針	たばこ製品工場における百万本あたり排出量を2012年度に1995年度比で12%削減、2020年度に1995年度比で15%削減を目指す。									
計画を推進するための体制	CSR担当副社長が「環境管理統括者」として環境マネジメントを統括し、また各部門長が「環境管理責任者」として所管部門およびグループ会社における環境マネジメントを推進することで、グループ全体が一丸となって取り組む体制を構築している。 CSR推進委員会では、JTグループ環境行動計画の策定・進捗状況管理、マネジメントの実施状況や諸施策の審議を行うことで、各部門およびグループ全体の環境マネジメントの推進を図っている。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	22,161.6 トン	21,888.0 トン	21,534.8 トン	20,900.3 トン	-3.3 パーセント				
目標の根拠	評価の対象となる排出の量	21,897.4 トン	21,888.0 トン	21,534.8 トン	20,900.3 トン	-2.1 パーセント				
	目標の根拠	工場の老朽化している吸収式冷凍機、空気圧縮機、変圧器等の設備更新を行い、またCO2低減プロジェクト活動により排出量低減策を検討、実施し、原単位あたりの排出量を年1%以上低減していく。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率			
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量:千万本)	6.11	5.84	5.75	5.58	-6.01 パーセント			
原単位の指標及び目標の根拠		温室効果ガス排出量の99%を関西工場が占めるため、工場の生産数量を原単位の指標とし、工場の原単位当たりの排出量を年1%以上低減していく。								
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考				
		100.0 パーセント	108.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	吸収式冷凍機用冷却塔4台の充填材を更新し、老朽化している空気圧縮機1台、高圧変圧器7台を更新する。								
	(24)年度	吸収式冷凍機1台をターボ冷凍機に更新する。また、老朽化している空気圧縮機1台、高圧変圧器7台を更新する。								
	(25)年度	原料加工設備を更新し、工程を見直し効率化を図るとともに、照明、空調等の付帯設備も見直し省エネを図る。また、老朽化している空気圧縮機1台、高圧変圧器5台を更新する。								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特段の措置はなし								
	上記の措置を採用する理由	通勤経路および方法については、社員からの申請に対し経済合理性等を勘案し「社会一般に通常利用される経路および方法」により決定する。但し、事業所において駐車場の確保が困難な場合は認められない。また、工場は交替制勤務のため、通勤に公共交通機関が使用できない。なお、通勤距離2km未満については交通費の支給はしていない。(自転車・徒歩通勤の推進)								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン						
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン						
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・国内外で植林/森林保全活動を実施し、国内では現在9か所の「JTの森」を展開し、今後も拡大していく。 ・市民参加型の清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」を展開している。									
特記事項	日本たばこ産業株式会社関西工場長を代理人として委任状を提出。									

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。